4.　ガス容器附属品の基準

4.1.・4.2.　（略）

4.3.　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器のガス容器附属品再試験に係る基準は、次に掲げるものとする。この場合において、ガス容器附属品再試験は、別紙11の機器を備える試験機関によってガス容器附属品ごとに行われたものであること。

4.3.1.・4.3.2.　（略）

4.3.3.　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器のガス容器附属品に係る漏えい試験は、次に従って行うものとする。この場合において、当該試験は、ガス容器附属品をガス容器に装着したままの状態で行うことができるものとする。

4.3.3.1.・4.3.3.2.　（略）

4.3.4.　ガス容器に装着されているガス容器附属品にあっては、当該ガス容器附属品が装着されたガス容器を装着した自動車又は二輪自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載されたガス容器の製造番号と異なるガス容器に装着されたことがないものであること。

4.4.　（略）

5.・6.　（略）

別紙１・別紙２　（略）

別紙３　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の要件

1.・2.　（略）

3.　設計確認試験及び組試験等

3.1.～3.12.　（略）

3.13.　組試験における常温圧力サイクル試験

3.13.1.　（略）

3.13.2.　3.13.1.の常温圧力サイクル試験は、次の各号によって行うものとする。

3.13.2.1.　公称使用圧力の125％以上の圧力を毎分10回以下の割合で11,000回（低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては7,500回）以上加圧する。

3.13.2.2.　（略）

3.13.3.・3.13.4.　（略）

3.14.　（略）

別紙４～別紙11　（略）

別添132　圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準

1.　（略）

2.　用語

2.1.～2.19.　（略）

2.20.　「試験機関」とは、ガス容器再試験又はガス容器附属品再試験を行う試験機関であって別紙５の1.の設備要件を満たすものをいう。

4.　ガス容器附属品の基準

4.1.・4.2.　（略）

4.3.　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器のガス容器附属品再試験に係る基準は、次に掲げるものとする。この場合において、ガス容器附属品再試験は、別紙11の機器を備える試験機関によってガス容器附属品ごとに行われたものであること。

4.3.1.・4.3.2.　（略）

4.3.3.　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器のガス容器附属品に係る漏えい試験は、次に従って行うものとする。この場合において、当該試験は、ガス容器附属品をガス容器に装着したままの状態で行うことができるものとする。

4.3.3.1.・4.3.3.2.　（略）

4.3.3.3.　ガス容器に装着されているガス容器附属品にあっては、当該ガス容器附属品が装着されたガス容器を装着した自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載されたガス容器の製造番号と異なるガス容器に装着されたことがないものであること。

4.4.　（略）

5.・6.　（略）

別紙１・別紙２　（略）

別紙３　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の要件

1.・2.　（略）

3.　設計確認試験及び組試験等

3.1.～3.12.　（略）

3.13.　組試験における常温圧力サイクル試験

3.13.1.　（略）

3.13.2.　3.13.1.の常温圧力サイクル試験は、次の各号によって行うものとする。

3.13.2.1.　公称使用圧力の125％以上の圧力を毎分10回以下の割合で11,000回（低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては5,500回）以上加圧する。

3.13.2.2.　（略）

3.13.3.・3.13.4.　（略）

3.14.　（略）

別紙４～別紙11　（略）

別添132　圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準

1.　（略）

2.　用語

2.1.～2.19.　（略）

2.20.　「試験機関」とは、ガス容器再試験又はガス容器附属品再試験を行う試験機関であって別紙５の設備要件を満たすものをいう。